

# 都立豊島病院の板橋区移管に関する 基本的方向について

「都立豊島病院の区移管に関する板橋区と  
東京都との協議会」中間のまとめ

平成 16 年 8 月

板 橋 区  
東 京 都

## 目 次

はじめに	1
1 移管に向けた基本的な考え方	2
2 区移管後の病院が担うべき医療	3
3 運営形態	4
4 職員の取扱	5
5 資産の取扱	6
6 移管時期	6
資料	7

## はじめに

平成 13 年 12 月の「都立病院改革マスタープラン」を受け、板橋区は、都立豊島病院（以下、「豊島病院」という。）の区移管について検討を進めてきたが、平成 15 年 11 月、豊島病院の区移管は、区民にとって大きなメリットがあり、自治権拡充の観点からも大いに意義あることと捉え、「豊島病院の区立病院としての運営を目指して取り組んでいきたい」との意向を東京都に対して示し、さらに踏み込んだ検討を要望した。

これを受け、東京都は、豊島病院を板橋区に移管し、区民のための病院として運営することは、地域医療の一層の充実につながり、自治権拡充の面からも意義あることと考え、板橋区との協議を進める旨を、平成 16 年 3 月に板橋区に回答し、同月、「都立豊島病院の区移管に関する板橋区と東京都との協議会」（以下「協議会」という。）が設置された。

この間、「協議会」では、豊島病院の区移管に関する様々な課題について検討を行ってきており、本「中間のまとめ」は、この検討に基づいた区移管に関する基本的な方向性をまとめたものである。

なお、行政的医療の取扱、資産の取扱等については、今後、さらに検討を重ね、年内を目途に結論を出していく。

## 1 移管に向けた基本的な考え方

豊島病院は、精神科救急やターミナル・ケア、周産期医療等の重点医療課題に取り組むとともに、地域の医療機関との連携を重視した運営を行い、救急医療にも積極的に取り組むなど、地域医療の発展にも力を尽くしてきた。

一方、板橋区は、平成14年9月の「区立病院の目指す基本的な方向について（中間報告）」（以下、「中間報告」という。）の中で、区立病院は、「区民の日常的な入院、治療を行う総合的な病院として、地域の医療機関との連携を行い、地域医療の充実を図るとともに、休日・夜間を中心に二次救急医療を担っていく。」としている。

豊島病院が実質的に担ってきた地域医療と板橋区が目指している区民のための医療は、共通するところが多い。

そのため、板橋区と東京都は、以下の考え方を踏まえて、移管に向けた検討を行っていく。

### (1) 区民の医療ニーズへの対応

区の区立病院に対する方針を病院の運営に反映させ、地域の医療機関等との信頼関係の上に、地域医療の充実を図り、区民の医療ニーズに応えていく。

### (2) 医療の継続性の確保

移管後の区立病院は、これまで豊島病院が提供してきた地域医療との継続性を確保するよう配慮していく。

### (3) 円滑な移管

都区双方の努力により、互いに過度な負担が生じないよう円滑な移管を目指していく。東京都としても必要な支援を検討する。

## 2 区移管後の病院が担うべき医療

### (1) 地域ニーズの反映

平成 16 年 6 月に、板橋区に「病院検討委員会」が設置され、区立病院の基本的なあり方、必要な病院機能、診療科目、病床規模等について、学識経験者、医療関係者、公募区民等による検討を行っている。

区立病院の基本的な病院機能、診療科目、病床規模等を確定するには、地域のニーズを十分に踏まえていく必要があり、区の「中間報告」の方針や「病院検討委員会」における検討を経て、都とも協議のうえ、今後、板橋区が決定していく。

### (2) 豊島病院が提供している医療課題の取扱

現在、豊島病院では、重点医療として、「緩和ケア医療」「救急医療」「リハビリテーション医療」「糖尿病医療」「アレルギー医療」「障害者歯科医療」「精神科救急医療」「感染症医療」「周産期医療（NICU）」を提供している。

これらの医療のうち、「緩和ケア医療」などは、区立病院として確保する医療機能の中で対応を検討していく。

広域的な医療政策の観点から確保が必要であると考えられる「精神科救急医療」「感染症医療」などについては、行政的医療の重要性に鑑み、区としても、都が担うべき役割を踏まえ、可能な協力をする方向で協議していく。

### 3 運営形態

区立病院は、区民のための病院として、区の方針を反映させながら、より良い医療を効果的かつ効率的に提供していける運営形態をとっていく必要がある。

具体的には、区が直接運営を行う場合（直営方式）と指定管理者によって運営を行う場合（指定管理者方式）が考えられる。

直営方式によれば、区の政策や意向を直接反映させることができる一方、病院特有の業務管理や医療スタッフの確保等を区が独自に行う必要がある。

指定管理者方式によれば、指定管理者の選定や運営に関して、区や区議会の関与等による一定のコントロールの下で、区の政策や意向を反映させながら、民間のノウハウを活用していくことが可能となる。

「板橋区経営刷新計画」に基づき、公共サービスの民間開放を推進している区としては、指定管理者制度の活用を視野に入れた運営形態とすることとしており、詳細については、引き続き検討し、確定するものとする。

#### [参考] 指定管理者制度（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）

平成 15 年 6 月の地方自治法の改正により導入された。

これまで公の施設の管理者については、法令で規定された公共団体などに限定されていたが、本制度の導入により、民間事業者も指定管理者として参入可能となり、公の施設の管理・運営に民間のノウハウを活用することが可能となった。

これまで管理委託制度により運営されている公の施設については、平成 18 年 9 月 1 日までに指定管理者制度に移行することが必要であり、また、今後、新たに公の施設の管理を外部に委ねる場合は、全てこの指定管理者制度を利用することになる。

指定管理者制度の導入や業務の範囲、選定基準等については、条例で定める必要があり、指定にあたっては、議会の議決が必要である。

## 4 職員の取扱

### (1) 移管時の取扱

移管時に在籍する職員、移管後の病院業務に従事する職員の取扱については、運営形態により異なってくる。

直営方式によれば、区の求めに応じ、都から職員を派遣することも可能である。

指定管理者方式によれば、都職員の派遣が困難となる場合がある。

いずれの方式をとるにしても、移管時の職員の取扱については、区立病院の運営組織の形態に応じて適切に対応していく。

### (2) 区職員の育成等

指定管理者方式によれば、病院の運営スタッフは、指定管理者側で確保することになる。

しかし、区としても、区立病院の適切な運営が行われるよう、病院運営全般に関する知識やノウハウを有する職員を育成・確保していく必要がある。

そのため、病院運営のノウハウを有する都としても、必要な支援を行っていく。

## 5 資産の取扱

豊島病院関連の資産の状況は、以下のとおりである。

移管にあたっては、こうした資産の取扱について明確にしていく必要があり、豊島病院が都民の貴重な財産であること、財政事情を踏まえた板橋区の意向があることなどから、さらに十分検討していくこととする。

項目	資産額	備考
土地 (25,015 m <sup>2</sup> )	約 90 億円 (平成 15 年度評価)	
建物・構築物 (49,799 m <sup>2</sup> )	約 181 億円 (平成 18 年度末帳簿価格)	企業債残高 237 億円 未償還利息額 62 億円 返済総額 299 億円
医療機器	約 7 億円 (平成 18 年度末帳簿価格)	

## 6 移管時期

豊島病院が地域医療の充実を目指して運営されていくことは、東京都、板橋区の双方に共通する目標である。

このため、区立病院として、住民に対して一刻も早く充実した地域医療の提供ができるよう、平成 18 年度中の板橋区への移管を目標として、移管に向けた協議・検討をさらに進めていく。

## 資 料

- 1 「区立病院の目指す基本的な方向について～中間報告～」  
(平成14年9月)概要(板橋区)…………… 9
- 2 病院検討委員会設置要綱(板橋区)…………… 10
- 3 病院検討委員会 委員名簿(板橋区)…………… 12
- 4 東京都立豊島病院の概要…………… 13
- 5 「都立豊島病院の区移管に関する板橋区と東京都との協議会」  
設置要綱…………… 18
- 6 「都立豊島病院の区移管に関する板橋区と東京都との協議会」  
委員名簿…………… 20
- 7 「都立豊島病院の区移管に関する板橋区と東京都との協議会」  
幹事会委員名簿…………… 21
- 8 協議会及び幹事会における検討経過…………… 22



「区立病院の目指す基本的な方向について～中間報告～」(平成14年9月)概要

事 項	内 容
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区民のための地域医療の中核病院を目指す 区民の日常的な入院、治療を行う総合的な病院として、地域の医療機関との連携を行い、地域医療の充実を図るとともに、休日・夜間を中心に二次救急医療を担っていく。</li> <li>2 これからの時代に求められている医療に取り組む 特に、産婦人科、小児科(周産期医療含む)、緩和ケア、リハビリテーション医療</li> <li>3 緊急時などの公的責任を果たす 健康危機管理、災害時などの拠点病院として位置付ける。</li> <li>4 区が取組んできた施策の成果を活かす 保健・福祉施策に医療を連携し区民の健康維持・増進に取り組む。</li> </ol>
重点的取組事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域における医療連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療所と特定機能病院などをつなぐ中核的地域病院として紹介・逆紹介などを実施する。</li> <li>・ 開放型病院制度の導入を検討する。</li> <li>・ 病床の一部を「連携病床」として確保することを検討する。</li> <li>・ 医療連携のネットワークを活かし、中核病院の専門的機能を提供する。</li> </ul> </li> <li>2 これからの時代に求められている医療への取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の中核病院として地域に不足する医療を提供する。</li> <li>・ 特に、産科と小児科については両科が一体となった医療を提供し、小児科については緊急入院にも対応可能な体制で運営する。</li> <li>・ 高度周産期医療については区内の供給体制が充実しているため、この機能を持つ医療機関との連携強化により対応する。</li> <li>・ 緩和ケアやリハビリテーション医療の提供により、高齢化社会に求められる医療に対応する。</li> </ul> </li> <li>3 健康危機管理体制や大規模災害時医療の拠点病院 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康被害へ対処する諸活動と連携し、適切な医療を提供する。</li> <li>・ 災害時の救護活動、災害時後方医療施設の役割を担っていく。</li> </ul> </li> <li>4 保健、医療、福祉の一層の連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者の在宅療養、施設生活の支援充実のため施設等との協力関係を確保する。</li> <li>・ 退院後に必要な保健・福祉サービスの効果的な提供を目指す。</li> <li>・ 介護施設の協力病院として入所者の容態急変時に対応する。</li> </ul> </li> <li>5 救急医療の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休日・夜間における入院治療に対応する。</li> <li>・ 小児科については緊急入院に対応可能な体制を確保する。</li> </ul> </li> </ol>
必要な医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の中核病院として医療連携を推進し、区民に必要とされる医療を提供する。これから必要な医療として産婦人科、小児科、緩和ケア、リハビリテーション医療に取り組む。などの考えのもと、以下の診療科(16科)を置く。 内科、小児科、外科、脳神経外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、診療放射線科、歯科口腔外科、形成外科、麻酔科、リハビリテーション科、緩和ケア科</li> </ul>
病床規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院 478床(うちICU6床)</li> <li>・ 外来 約950人/日</li> </ul>
経営予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現豊島病院の看護体制をベースにした場合と看護体制を効率化した場合の試算を実施、いずれの場合も収支のマイナス大、従って、一層の経営効率化の方策や東京都への支援要請を検討していく。</li> </ul>
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告は、区立病院の目指す方向について、行政担当レベルの素案として一定の整理をしたものであり、今後、本報告を素材に土地、建物等財産の取扱いなど、さらに協議を進めていく。</li> </ul>

## 病院検討委員会設置要綱

平成 16 年 5 月 20 日 区長決定

### (目的)

第1条 病院検討委員会(以下「検討委員会」という。)は、板橋区が東京都立豊島病院の区立病院化を目指していくにあたり、区立病院の基本的なあり方、必要な病院機能等について学識経験者、医療関係者、公募区民等による検討を行う。

### (検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 区立病院の基本的なあり方について
- (2) 区立病院に必要な病院機能について
- (3) 区立病院の診療科目及び病床規模について
- (4) その他必要な事項

### (構成)

第3条 検討委員会の委員は、別表の区分に従い区長が委嘱する。

### (委員長等)

第4条 検討委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、検討委員会の委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、検討委員会を召集する。
- 4 委員長は、検討委員会の会務を総理する。
- 5 委員長は、必要に応じ、検討委員会の委員の中から委員長代理を指名することができる。

### (専門部会)

第5条 検討委員会のもとに、必要に応じて専門部会を置くことができる。

### (委員以外の出席)

第6条 検討委員会及び専門部会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

### (会議の公開)

第7条 検討委員会は、公開とする。ただし、検討委員会が公開を不相当と認めるときは、この限りでない。また、検討委員会は、傍聴人の人数を制限することができる。

### (傍聴人が守るべき事項)

第8条 前条により会議を公開する場合においては、傍聴人は委員長の指示に従い、静粛を旨とし次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴人は、傍聴人名簿に所要事項を記入し、係員の指示に従うこと。
- (2) 会議の場において写真等を撮影し、又は録音等により記録をとってはならない。ただし、あらかじめ検討委員会の許可を得た場合には、この限りでない。
- (3) 委員の発言に対して批判を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

2 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合、又は指示に従わない場合には、退場を命じることができる。

3 傍聴人は、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められ、委員長に退場を命じられた場合には、速やかに退場しなければならない。

( 会議録 )

第 9 条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

( 1 ) 開催日時、場所

( 2 ) 議題

( 3 ) 出席者の氏名

( 4 ) 傍聴の可否、傍聴者数

( 5 ) 会議の概要

2 会議録は公開とする。ただし、検討委員会が不相当と認める場合には、この限りではない。

( 庶務 )

第 10 条 検討委員会及び専門部会の庶務は、健康生きがい部計画推進課において処理する。

別表

検討委員会委員構成

分 野	委 員 数
学識経験者	4 名以内
板橋区医師会が推薦する者	1 名以内
板橋区歯科医師会が推薦する者	1 名以内
板橋区薬剤師会が推薦する者	1 名以内
公募区民	2 名以内
福祉関係者	1 名以内
区職員	4 名以内

付則 1 この要綱は、平成 16 年 5 月 20 日から施行する。

病院検討委員会 委員名簿

				(敬称略)
分野(構成人数)	氏名	所属・経歴等	備考	
1 学識経験者(4名)	てらもと たみお 寺本 民生	帝京大学医学部附属病院副院長		
	ねぎし ななお 根岸 七雄	日本大学医学部次長	委員長	
	ふせ あつし 布施 篤	元(財)愛世会 常務理事		
	ほしの ゆういち 星野 雄一	(社)日本医業経営コンサルタント協会理事		
5 地区医師会(1名)	すぎた たかふみ 杉田 尚史	(社)板橋区医師会会長		
6 地区歯科医師会(1名)	しみず すすむ 清水 進	(社)板橋区歯科医師会会長		
7 地区薬剤師会(1名)	まつの よしみ 松野 榮仁	(社)板橋区薬剤師会会長		
8 福祉関係者(1名)	くどう きょうこ 工藤 京子	医療法人社団 つくしんぼ会 訪問看護ステーション「つくしんぼ」所長		
9 公募区民(2名)	せきぐち きよし 関口 潔	医療システム総合研究所		
	みやざき かずふみ 宮崎 雄文	元杉並区環境部長		
11 区職員(4名)	こじま もとゆき 小島 基之	助役		
	やすい けんこう 安井 賢光	政策経営部長		
	きたがわ ようこ 北川 容子	健康生きがい部長		
	やまぐち つるこ 山口 鶴子	保健所長		

# 東京都立豊島病院の概要

## 1 病院の概要

(1) 所在地 〒173-0015 東京都板橋区栄町 33-1 代表電話 03(5375)1234

(2) 敷地及び建物

敷地		25,015 m <sup>2</sup>
建物	病院本館	48,052 m <sup>2</sup> (地上 8 階地下 2 階)
	看護職務住宅	1,049 m <sup>2</sup> (地上 5 階)
	仮眠室・院内保育室	698 m <sup>2</sup> (地上 3 階地下 1 階)

(3) 沿革

明治 31 年 10 月		板橋町外八ヶ町村組合伝染病院として発足
大正 7 年 6 月		豊島病院と改称
昭和 7 年 10 月		東京市立となる
昭和 32 年 8 月		総合病院となる
平成 7 年 4 月		診療休止
平成 8 年 9 月		全面改築工事着工
平成 11 年 3 月		全面改築工事竣工
平成 11 年 7 月 30 日		新病院診療開始 (第一次開設) 病床 267 床、外来 500 人
平成 12 年 4 月 20 日		第二次開設 (診療規模の増) 病床 360 床、外来 700 人

### (4) 施設上の特色

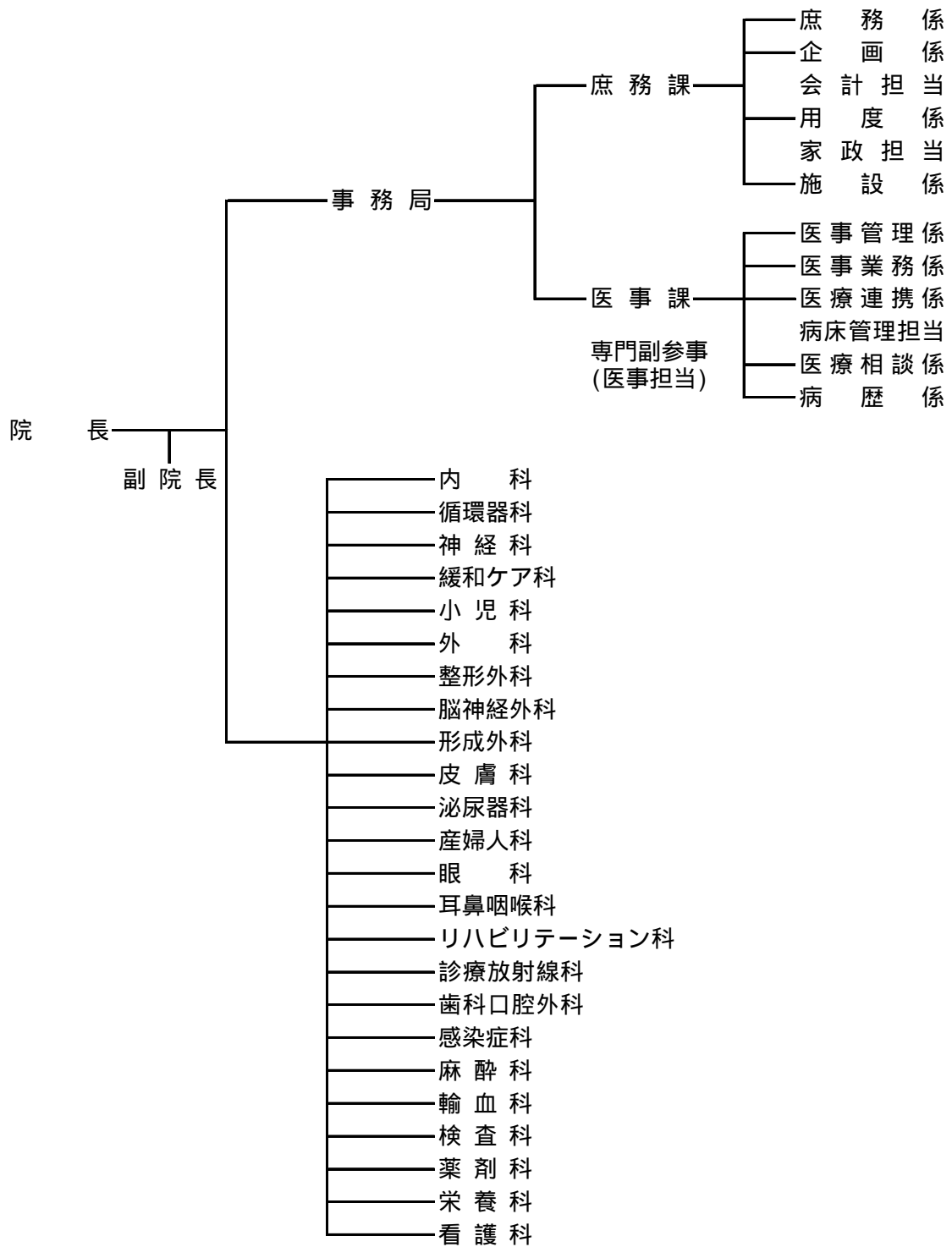
- ア 快適な入院環境の提供  
W型に病室を配置し、約 8 割の病室に南面採光を確保
- イ 省エネ・循環型社会づくりへの取り組み  
コージェネレーションシステム (熱電気供給) を採用し、発電による排熱を給湯・冷暖房に利用
- ウ 障害者等に配慮した施設  
バリアフリーの構造など、障害者や高齢者に配慮
- エ 災害時への対応  
屋上にヘリコプター緊急離発着場を設置

### (5) 職員数及び組織

#### ア 職員数 (平成 16 年度定数)

医 師	66	臨床検査技師	18	理学療法士	5	福祉指導	3		
看 護	299	放射線技師	12	作業療法士	3	心 理	2		
事 務	33	薬剤師	10	栄養士	4	その他	3	合 計	458

イ 組織図



## 2 運営方針

### (1) 運営理念

- ア 患者本位の医療の推進
- イ 医療ニーズの変化に的確に対応した医療水準の維持・向上
- ウ 病院の総合力の発揮
- エ 地域医療連携の推進
- オ 安定した経営基盤の確立

## 3 事業の概要

### (1) 診療科目

内科、循環器科、神経科、緩和ケア科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、診療放射線科、歯科口腔外科、感染症科、麻酔科 全19科

### (2) 許可病床数及び平成16年度診療規模

許可 478床(普通 424床 感染 20床 精神 34床)  
診療規模 入院360床 外来640人

### (3) 特色

一般医療機関では対応困難な行政的医療及び高度・専門医療に取り組むとともに、これらを支える総合診療機能を地域に不足する一般医療に活用している。

また「医の原点は救急医療にあり」として、365日24時間対応の二次救急医療に備えるとともに、精神科救急、周産期医療にも取り組んでいる。

さらに、都立病院として初めての緩和ケア病棟を備え、「心安らぐ医療の提供」をテーマに緩和ケア医療に取り組んでいる。

### ア 重点医療

#### 緩和ケア

都立病院として初の緩和ケア病棟(20床)を備え、主にがんの末期患者に対する肉体的・精神的苦痛の緩和、患者の家族に対する心理的な支援などに取り組んでいる。また、医療スタッフ、ボランティア等の人材育成に努めている。

#### 精神科医療

急性期の各種精神疾患や身体合併症に対応するため、精神科病棟を運営している。また、精神科救急事業や精神科デイケアにも取り組んでいる。

#### 周産期医療

NICU6床、GCU19床を有する地域周産期母子医療センターとして、ハイリスク新生児を対象とする周産期医療に取り組んでいる。

#### 救急医療

休日・全夜間を中心とする二次救急医療に取り組んでいる。

#### 感染症医療

第二種感染症指定医療機関として、コレラ・赤痢等の二類感染症を始めとする各種感染症医療に取り組むとともに、エイズ診療拠点病院としてエイズ医療に取り組んでいる。

#### リハビリテーション医療

総合リハビリテーション施設(施設基準)として、専門リハビリテーション医療に積極的に取り組み、通院リハビリテーションにも対応している。

#### 糖尿病医療

糖尿病及びその合併症を持つ患者に対し、血糖コントロールや栄養指導などを行う糖尿病外来、教育入院に取り組んでいる。

### アレルギー医療

気管支喘息、アトピー性皮膚炎等のアレルギー疾患の患者に対する総合的な検査・診断・治療に取り組んでいる。

### 障害者歯科医療

全身麻酔を必要とするなど一般の歯科診療所では対応が困難なケースを中心に障害者の歯科診療に取り組んでいる。

## イ 医療連携の推進

高度・専門医療、急性期医療を必要とする患者を広く受け入れるため、地域の医療機関等との連携を図り、紹介に基づく紹介予約制を原則としている。

地域的には、区西北部二次保健医療圏を中心として、医療連携を推進している。

### (7) 医療連携の主な内容

紹介予約制 返送・逆紹介の推進 各種検査の直接予約 研修会等の開催  
連携誌等の発行

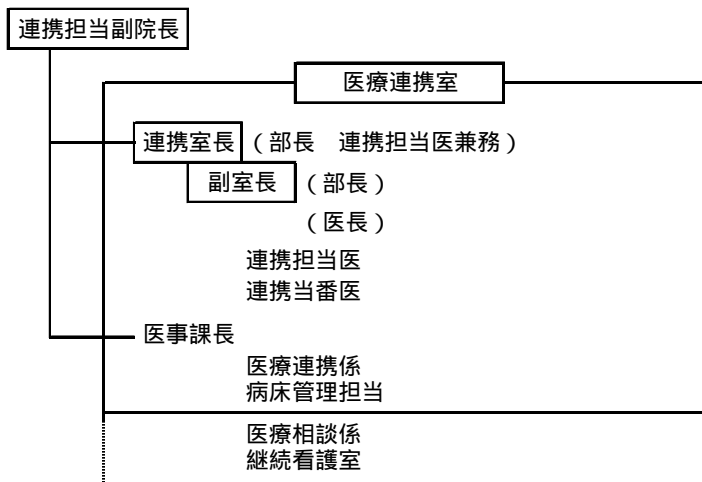
### (イ) 区西北部二次医療圏等医療連携協議会の設置

都立3病院（豊島病院、大塚病院、老人医療センター）と当該保健医療圏を中心とする6区（板橋区、豊島区、北区、練馬区、文京区、中野区）の医師会、歯科医師会、薬剤師会及び行政機関からなる「区西北部二次医療圏等医療連携協議会」を設置し、診療情報提供書を統一するなど、医療連携を推進している。

### (ウ) 医療連携室の運営

地域の医療機関からの紹介や相談に適切かつ迅速に対応するとともに、医療連携室を設置し、部長を室長としている。

### 【医療連携室の構成】



### (I) 医療連携車両の運行

患者の転院に際して、医師または看護職員等の添乗を要する場合に医療連携車両を運行し、医療連携の推進に活用している。

#### 4 経理状況(14年度決算)

##### (1) 収益的収支 (税込)

科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
病院事業収益	10,421,886 千円	病院事業費用	10,812,276 千円
医業収益	6,113,670	医業費用	10,061,346
入院収益	4,559,626	給与費	4,657,159
外来収益	1,415,392	材料費	1,457,087
その他医業収益	138,652	経費	2,057,568
医業外収益	4,308,216	減価償却費	1,843,821
一般会計補助金	4,110,643	その他	45,711
その他	197,573	医業外費用	750,930
特別利益	0	特別損失	0

##### (2) 資本的収支 (税込)

科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
資本的収入	0 千円	資本的支出	1,129,386 千円
企業債	0	建設改良費	26,107
国庫補助金	0	器機及備品購入費	20,613
その他資本収入	0	その他	5,494
損益勘定保留資金等	1,129,386	企業債償還金	1,103,279

##### (3) 収支比率

(単位:%)

全体収支比率	96.4	自己収支比率	58.4
経常収支比率	96.4	修正医業収支比率	76.5

##### (4) 主要指標

###### ア 取扱患者数

入院	延患者数	114,168 人
	1日当たりの患者数	313 人
外来	延患者数	184,817 人
	1日当たりの患者数	629 人

###### イ 診療単価

入院	39,938円
外来	7,658円

###### エ 平均在院日数

平均在院日数	14.7 日
--------	--------

###### ウ 病床利用率

病床利用率	86.9 %
-------	--------

###### オ 紹介率

紹介率	53.5 %
-----	--------

## 「都立豊島病院の区移管に関する板橋区と東京都との協議会」設置要綱

平成 16 年 3 月 29 日

### （目的）

第 1 条 都立豊島病院（以下、「病院」という。）の板橋区への移管に関し、板橋区と東京都との間で、解決すべき諸課題を検討するために、「都立豊島病院の区移管に関する板橋区と東京都との協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

### （検討事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 区移管の時期に関する事
- (2) 区移管後の病院の運営形態に関する事
- (3) 病院の土地、建物、医療機器などの資産の取扱いに関する事
- (4) 区移管後の病院運営に必要な人材の確保・育成に関する事
- (5) その他必要な事項に関する事

### （構成）

第 3 条 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

### （座長）

第 4 条 協議会に座長を置き、座長は、東京都病院経営本部長とする。

- 2 協議会は、必要に応じて座長が召集する。
- 3 座長は、協議会の会務を総理する。
- 4 座長は、必要に応じ、協議会委員の中から座長代理を指名することができる。

### （幹事会）

第 5 条 専門の事項について検討するため、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、専門の事項についての検討結果を協議会に報告するものとする。
- 3 幹事会は、協議会において選任する者をもって構成する。
- 4 幹事会に進行役を置き、進行役は、協議会において板橋区と東京都から各 1 名を選任する。
- 5 幹事会の進行役は、交互に幹事会の会務を総理する。
- 6 進行役は、必要に応じ、進行役代理を幹事会委員の中から板橋区と東京都各 1 名を指名することができる。

(委員以外の出席)

第6条 協議会及び幹事会は、必要と認めるときは、委員及び幹事会委員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会及び幹事会の庶務は、東京都病院経営本部経営企画部総務課、板橋区健康生きがい部計画推進課において共同して処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

別 表

	職 名
東京都	病院経営本部長
	病院経営本部経営企画部長
	病院経営本部サービス推進部長
	病院経営本部経営戦略・再編整備担当部長
	健康局医療政策部長
板橋区	助役
	政策経営部長
	総務部長
	健康生きがい部長
	保健所長

職名は、平成16年4月1日現在

「都立豊島病院の区移管に関する板橋区と東京都との協議会」委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	役職
東京都	押元 洋	病院経営本部長（平成16年7月16日から）
	碓山 幸夫	病院経営本部長（平成16年7月15日まで）
	奥田 匠	病院経営本部 経営企画部長（平成16年8月1日から）
	押元 洋	病院経営本部 経営企画部長（平成16年7月31日まで）
	徳毛 宰	病院経営本部 サービス推進部長（平成16年8月1日から）
	菅原 眞廣	病院経営本部 サービス推進部長（平成16年7月31日まで）
	織戸 正義	病院経営本部 参事（経営戦略・再編整備担当）（平成16年8月1日から）
	宮川 雄司	病院経営本部 経営戦略・再編整備担当部長（平成16年7月31日まで）
	菅原 眞廣	福祉保健局 医療政策部長（平成16年8月1日から）
	奥田 匠	健康局 医療政策部長（平成16年7月31日まで）
板橋区	小島 基之	助役
	安井 賢光	政策経営部長（平成16年4月1日から）
	関口 信行	政策経営部長（平成16年3月31日まで）
	金子 勇夫	総務部長（平成16年4月1日から）
	佐久間 幸男	総務部長（平成16年3月31日まで）
	北川 容子	健康生きがい部長（平成16年4月1日から）
	安井 賢光	健康生きがい部長（平成16年3月31日まで）
	山口 鶴子	保健所長（平成16年4月1日から）
	大井 照	保健所長（平成16年3月31日まで）

・・・ 座長

「都立豊島病院の区移管に関する板橋区と東京都との協議会」幹事会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	役職
東京都	奥田 匠	病院経営本部 経営企画部長 (平成16年8月1日から)
	押元 洋	病院経営本部 経営企画部長 (平成16年7月31日まで)
	織戸 正義	病院経営本部 参事 (経営戦略・再編整備担当) (平成16年8月1日から)
	宮川 雄司	病院経営本部 経営戦略・再編整備担当部長 (平成16年7月31日まで)
	中野 透	病院経営本部 経営企画部 財務課長 (平成16年8月1日から)
	和賀井 克夫	病院経営本部 経営企画部 財務課長 (平成16年7月31日まで)
	大井 泰弘	病院経営本部 経営企画部 職員課長
	堤 雅史	病院経営本部 経営企画部 改革推進担当課長
	中川原 米俊	病院経営本部 サービス推進部 患者サービス課長
	矢野 年彦	福祉保健局 医療政策部 医療政策課長 (平成16年8月1日から)
鈴木 茂	健康局 医療政策部 医療政策課長 (平成16年7月31日まで)	
板橋区	安井 賢光	政策経営部長
	北川 容子	健康生きがい部長
	大迫 俊一	政策経営部 政策企画課長
	橋本 正彦	政策経営部 財政課長
	岩松 勝	総務部 人事課長
	大澤 公一	総務部 契約管財課長
	細井 榮一	健康生きがい部 計画推進課長
	田村 弘治	健康生きがい部 保健サービス課長
井上 正三	健康生きがい部 生活衛生課長	

・・・ 進行役

## 協議会及び幹事会における検討経過

### 協議会における検討経過

	開催日時	主 な 議 事
第 1 回	3月29日	1) 本協議会において検討すべき課題について 2) 幹事会の設置について 3) 今後のスケジュールについて
第 2 回	8月20日	1) これまでの検討経過とまとめの位置づけについて 2) 「都立豊島病院の区移管に関する板橋区と東京都との協議会」中間のまとめ(案)について 3) 今後の協議スケジュール(案)について

### 幹事会における検討経過

	開催日時	主 な 議 事
第 1 回	4月22日	1) 都立豊島病院の現状について
第 2 回	6月17日	1) 移管後の運営形態について
第 3 回	7月5日	1) 資産の取扱について 2) スタッフの確保・育成について
第 4 回	8月3日	1) 資産の取扱について 2) 都立豊島病院から引き続き担う医療機能について
第 5 回	8月9日	1) 都立豊島病院が担う行政的医療の取扱について 2) 幹事会における検討の到達点について 3) 幹事会中間のまとめ(案)の概要について
第 6 回	8月19日	1) 「都立豊島病院の区移管に関する板橋区と東京都との協議会」中間のまとめ(案)について

登録番号(16)19

都立豊島病院の板橋区移管に関する基本的方向について  
- 「都立豊島病院の区移管に関する板橋区と東京都との協議会」中間のまとめ -

平成16年8月発行

編集・発行 / 東京都病院経営本部経営企画部総務課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5320)5806 (ダイヤル)

ファクシミリ 03(5388)1435

印刷 / 先川印刷株式会社

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番7号

電話 03(3664)0831